

川崎港のカーボンニュートラル化に向けた検討調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

川崎港におけるカーボンニュートラル化を推進するため、川崎港振興会館における太陽光パネルや燃料電池等によるカーボンニュートラル電力（以下、CN電力という。）の導入可能性について、経済性分析や温室効果ガスの削減効果調査等を行った上で、当該施設におけるカーボンニュートラル化実現にあたり、最も効率的かつ効果的な手法を検討し、その導入に向けたロードマップを作成するとともに、国土交通省から示される「CNP形成計画策定マニュアル」に基づき、川崎港全体における温室効果ガスの排出量の推計や削減計画、水素等の需要推計など、川崎港CNP形成計画の作成支援を委託するにあたり、受託候補者を特定するため公募型プロポーザルを実施するものである。

2 委託業務の概要

(1) 件 名

川崎港のカーボンニュートラル化に向けた検討調査業務委託

(2) 内 容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和5年3月31日

(4) 契約上限額

15,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部課

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課（担当 諏佐）

住所 川崎市川崎区駅前本町12-1川崎駅前タワー・リパーク20階

※郵便物の宛先は「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地」と

してください

電話 044-200-3062

3 提案資格

当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「20 調査・測定」、種目「99 その他の調査・測定」に登録されていること。なお、登録申請中である場合は、提案内容の審査及び評価に当たって行うヒアリング（8(1)参照）実施日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

4 契約締結までの日程（予定）

募集開始	令和4年4月21日（木）
参加意向申出書提出締切	令和4年4月27日（水）17時（必着）
質問受付期限	令和4年4月27日（水）17時（必着）
提案書類提出期限	令和4年5月18日（水）17時（必着）
提案書等に関するヒアリング	令和4年5月27日（金）
審査結果通知	令和4年6月初旬
契約締結	令和4年6月10日（金）

5 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（第2号様式）を提出しなければなりません。

- (1) 提出期限
令和4年4月27日（水）17時必着
- (2) 提出場所
2(5)に同じ
- (3) 提出方法
郵送又は持参
- (4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者に対しては、提案資格の確認の結果を令和4年5月2日（月）までに提案資格確認結果通知書（第3号様式）により通知します。「参加意向申出書」に記載のある連絡担当者 E-mail 宛て電子メールで送付する予定です。

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案を辞退する場合は、辞退書（第4号様式）により届け出なければなりません。

(5) 提案資格の喪失

(4)により通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書及び行われた提案は無効とします。

- ア 「3 提案資格」を満たさないこととなったとき
- イ 参加意向申出書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ウ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

6 関連情報を入手するための照会窓口等

本業務等に関する質問がある場合は次によりお問い合わせください。

(1) 照会窓口

2 (5)に同じ

(2) 受付期限

令和4年4月27日（水）17時（必着）

(3) 照会方法

持参又は郵送とします。なお、持参の場合は事前連絡の上、9時から17時までの間にお越しください（ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）。指定様式での照会のみ受け付けます。

(4) 質問に対する回答

公平を期すため、質問内容と合わせ、回答をすべての提案者に対し令和4年5月2日（月）までに電子メールで送付します。

7 当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）等の提出

(1) 提出書類

提案者は、期日までに次の書類を各10部提出してください。書類作成に当たっては「9 (1) 評価項目及び着眼点」を参照してください。

ア 提案書

- (ア) 様式は自由とします。A4版・15ページ以下で作成してください。
- (イ) 港湾施設におけるCN電力の導入に当たっては、利用者への影響を抑えつつ、既存設備等も有効活用した上で最も効率的かつ効果的に進める必要があることに留意した上で、CN電力の導入に向けた調査手法を具体的に提案してください。
- (ウ) 川崎港CNP形成計画作成支援にあたっては、工業港である川崎港が、物流施設だけでなく基幹産業が集積する重要なエリアであり、CNP形成に向けては立地企業と連携した取組が不可欠であることを踏まえ、次の点にも留意しながら、川崎港CNP形成計画の作成手法を具体的に提案してください。

- a 国土交通省が開催している「CNPの形成に向けた検討会」における検討内容を踏まえること
 - b 「横浜港・川崎港CNP形成推進会議」における検討内容を踏まえること
 - c 2050年の脱炭素社会の実現に向けて、2050年の将来ビジョン、2030年の温室効果ガス削減目標、基本理念、施策、推進体制等を取りまとめた「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（本市環境局所管）を踏まえること
 - d 2050年のカーボンニュートラルが実現した社会においても川崎臨海部の産業競争力を維持・強化していくことを目指し、市としてのエリアの将来像を示す構想を取りまとめた「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」（本市臨海部国際戦略本部所管）を踏まえること
 - (エ) 提案に先立ち、カーボンニュートラルに係る最近の動向や客観的なデータ等を踏まえ、川崎港の現状を分析し、課題を抽出してください。
 - (オ) 貴社のCN電力導入及びカーボンニュートラル施策検討に関する実績及び貴社の強みを説明するとともに、それらが本業務にどのように活かせるのかを説明してください。
 - (カ) 年間スケジュールを図示してください。
- イ 見積書
- (ア) 様式は自由とします。
 - (イ) 見積額とその積算の根拠を示し、企画提案内容と整合性が取れたものとしてください。
- ウ 会社概要
- (ア) 「提案書様式1」を使用してください。
 - (イ) 「職員数」については、正社員及びそれに準ずる社員数を記入してください。（臨時職員は含みません。）
 - (ウ) 「担当予定技術者」について、外部従事者がある場合は「所属部署、肩書き」の欄に所属機関名を記入してください。
 - (エ) 「業務実績」には、過去5年以内の同種又は類似の業務について記入してください。なお、川崎市から受託した業務がある場合は同種、類似の業務に限らず記入してください。
- エ 担当予定技術者の経歴等
- (ア) 「提案書様式2」を使用してください。
 - (イ) 同種又は類似の業務において1件以上の実績を有する者を担当予定技術者としてください。
 - (ウ) 担当予定技術者全員について作成してください。

- (エ) 「業務経験」には、過去5年間に従事した同種または類似の業務について記入してください。
 - (オ) 「専任性」については、本様式を作成する時点で担当している業務件数、本業務への概ねの従事割合を記入してください。
 - (カ) 「アピール」には、表彰実績や社会貢献活動等、業務以外での特筆すべき点を記入してください。
 - (キ) 担当予定技術者の人数制限はありませんが、やむを得ない理由がない限り、本企画提案書の提出以降、人数及び人員の変更は認められません。退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、委託者の了解が必要となります。
 - (ク) 当該業務の実施体制・組織が分かる資料を添付してください。なお、当該業務のうち、第三者に再委託する部分がある場合は、その部分も含めて記入してください。
- (2) 留意事項
- ア 次のサイトを参照してください。
 - (ア) 「CNPの形成に向けた検討会」の開催状況
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000050.html
 - (イ) 「横浜港・川崎港CNP形成推進会議」の開催状況
<https://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000125613.html>
 - (ウ) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133741.html>
 - (エ) 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-17-0-0-0-0-0-0-0.html>
 - イ 実施に係る費用については、原則として契約上限額の範囲内に含めることとしますが、本業務に有効と考える手法の実施にあたり、契約上限額を超えて費用が必要な場合はその旨明記してご提案ください。
- (3) 提出期限
令和4年5月18日(水) 17時(必着)
- (4) 提出場所
2(5)に同じ
- (5) 提出方法
持参又は郵送とします。なお、持参の場合は事前連絡の上、9時から17時までの間にお越しくください(ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- (6) 留意事項
- ア 書類作成・提出に伴う費用は、提案者の負担とします。
 - イ 提出いただいた提案書等は返却しません。

8 提案内容の審査及び評価方法

評価にあたり、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施いたします。

(1) 日時

令和4年5月27日（金）を予定しています。時間は後日指定します。

(2) 場所

川崎駅前タワー・リパーク20階会議室（川崎市川崎区駅前本町12-1）を予定しています。

(3) ヒアリング当日の留意事項

ア 事前に提出した提案書（紙媒体）を使用して説明してください。PC・スクリーン等を使用しての説明はできませんので御了承ください。

イ 本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

(4) 評価結果の通知

評価結果については、全ての提案者に通知します。

9 提案内容の評価基準

次に定める評価項目及び着眼点に基づき、提案書の書類審査及びヒアリングにより評価を行います。評価項目ごとに採点します。

(1) 評価項目及び着眼点

ア 情報収集力・現状分析力

(ア) CN電力及びCNPに係る最近の動向や他都市等の事例についての情報収集及びデータ等に基づく分析ができているか

(イ) 川崎港のカーボンニュートラル関係施策について、情報収集や現状分析ができているか

イ 企画力

(ア) 9(1)アを踏まえ、市の方針を理解し、川崎港の特性・利点を活かした課題解決策の創出が期待できる提案ができているか

(イ) 川崎港内港湾施設におけるCN電力導入に向けて、利用者への影響を抑えつつ、既存設備等も有効活用した上で最も効率的かつ効果的に進める必要があることに留意した上で、具体的な調査手法を提案できているか

(ウ) 川崎港CNP形成計画作成支援にあたり、CNP形成に向けては立地企業と連携した取組が不可欠であること等を踏まえ、市の関連計画等にも留意した上で、川崎港CNP形成計画の作成手法を具体的に提案できているか

ウ 独自性・専門性・創造力

(ア) 幅広い知識や専門的ノウハウ、実施にあたっての関係事業者との連携など提案者ならではの強みを活かし、独自性・専門性・創造力が提案されているか

- (イ) 実施にあたっての環境配慮など、必要な工夫がされているか
 - エ 実行力
 - (ア) スケジュール、実施手法などが実現可能な内容となっているか
 - (イ) 実施効果が得られる提案となっているか（アウトカムが認識されているか）
 - オ 実施体制
 - (ア) 業務の実施に必要な体制を確保できているか
 - カ 業務への積極性
 - (ア) 業務に対する取組姿勢に積極性があるか
 - キ 提案内容と見積額の整合性
 - (ア) 提案内容と見積額の整合性が取れているか
- (2) 評価点
- 各項目10点を満点とし、「優秀：10点、良好：9～7点、普通：6～4点、劣る：3～0点」と点数化して評価するものとします。
- なお、「9(1)イ 企画力」「9(1)ウ 独自性・専門性・創造力」「9(1)エ 実行力」の3項目については、重点項目として集計時にそれぞれ2倍するものとします。
- (3) 受託候補者の特定
- すべてのプレゼンテーション終了後、各委員が評価を行い、最も高い合計点を獲得した提案者を受託候補者として特定します。
- (4) 評価が同点となった場合の措置
- 集計の結果、合計点が同点となった場合は、評価委員で協議の上、委員長が決するものとします。
- (5) 留意事項
- ア 評価項目ごとに「優秀」は1者のみ、「良好」以上は2者以内とします。
 - イ いずれかの評価項目において3点以下となった提案者については、受託者として特定しないものとします。
 - ウ 提案者が1者のみであっても審査は実施し、すべての評価項目が4点以上となった場合、当該提案者を受託候補者とします。

10 その他

- (1) 本件に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則によります。川崎市契約規則を含む契約関係規程は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。
- (2) 要請手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (3) 契約書の作成を要し、作成及び提出に要する費用は受託者の負担とします。
- (4) 契約保証金について、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

- (5) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。
- (6) 本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属します。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。

川崎港のカーボンニュートラル化に向けた検討調査業務委託

仕 様 書

令和4年度

川崎市港湾局

1 図書

本委託は、本仕様書に基づき実施し、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（社団法人日本港湾協会）」及び「工事共通仕様書（川崎市港湾局）」を必要に応じて使用すること。

2 委託概要

本委託は、川崎港におけるカーボンニュートラル化を推進するため、川崎港振興会館（隣接する東扇島中公園も含む。以下同じ。）における太陽光パネルや燃料電池等によるカーボンニュートラル電力（以下、CN電力という。）の導入可能性について、経済性分析や温室効果ガスの削減効果調査等を行った上で、当該施設におけるカーボンニュートラル化実現にあたり、最も効率的かつ効果的な手法を検討し、その導入に向けたロードマップを作成するとともに、国土交通省から示される「CN P形成計画策定マニュアル（以下、マニュアルという。）」に基づき、川崎港全体における温室効果ガスの排出量の推計や削減計画、水素等の需要推計など、川崎港CN P形成計画の作成支援を行うものである。

3 委託従事者

委託従事者は業務遂行に関する各種法規基準及び太陽光パネル及び燃料電池等のCN電力に精通し、技術的専門知識を有する者でなければならない。

4 秘密の保持

受託者は、本委託を実施することにより知り得た図書・設計資料及び提供を受けた関係資料に関する内容を他の者に漏洩してはならない。また、成果品は川崎市の許可無く他に公表、貸与もしくは使用してはならない。

5 業務内容

(1) 一般事項

受託者は、業務着手前に、本委託を完遂するために業務実施方針・具体的な検討項目等、必要事項を記載した業務計画書を委託者に提出するものとする。受託者は、業務計画書を遵守し、業務に当たらなければならない。

各検討項目を取りまとめる際には自然条件、川崎港及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、川崎港及び周辺状況における交通の状況、川崎港及び周辺の自然環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮すること。

(2) 導入可能性調査業務

ア 業務準備

受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案すること。

イ 協議・報告

業務の実施に際し、事前協議、中間報告2回、最終報告の計4回を行うものとする。なお、必要に応じて、適宜、打合せを行うものとする。

ウ カーボンニュートラル電力の導入手法調査

太陽光パネルや燃料電池、CO₂フリー電力の調達など、CN電力の導入手法について、想定しうるあらゆる手法に関して、エの結果も踏まえたメリット・デメリットを含めて調査を行うこと。また、太陽光パネル等の設備設置場所については、隣接する東扇島中公園等の活用も検討すること。

なお、本業務で検討される設備導入により、川崎港振興会館で使用する全ての電力をCN電力に転換するものではなく、その一部をCN電力により賄うものであることに留意すること。

エ 導入費用及び維持管理費用調査

川崎港振興会館における各手法(太陽光パネル及び燃料電池等)の導入費用及び維持管理費用を複数例調査し、比較検討を行うこと。なお、太陽光パネルの調査に当たっては、EMSを活用した場合やPPA方式により導入した場合の費用も調査対象とする。燃料電池については、各メーカー(3社以上)がそれぞれ製造している機器の調査を行い、その他必要に応じて追加調査するとともに、各機器における水素需要量も合わせて調査すること。

オ ヒアリング調査

(ア) 川崎港振興会館関係企業等へのヒアリング

川崎港振興会館指定管理者等にヒアリングを行う。ヒアリング先については委託者と協議の上、選定すること。ヒアリングの実施にあたっては事前にヒアリングシートを作成するものとし、ヒアリング結果については分かりやすく整理すること。

(イ) 各メーカー等へのヒアリング

太陽光パネルや燃料電池等のメーカー等（10社程度）へのヒアリングを行う。ヒアリング先については委託者と協議の上、選定すること。ヒアリングの実施にあたっては事前にヒアリングシートを作成するものとし、ヒアリング結果については分かりやすく整理すること。

カ CN電力の導入手法検討

ウ及びエの結果を踏まえ、川崎港振興会館におけるCN電力導入にあたり、電気代への影響等も含めた経済性等の観点から、導入手法を検討すること。なお、導入手法として、各手法を組み合わせた場合の検討も行うとともに、各手法を導入した場合の温室効果ガスの削減効果も検討すること。

キ 導入ロードマップの検討

カの結果を踏まえ、CN電力の導入に向けたロードマップを作成するため、機能発揮の効率性や投資規模の平衡性、その他必要な事項を考慮の上、川崎港振興会館への水素供給体制の整備等の必要な諸条件を整理するとともに、CN電力導入にあたり技術的課題等がある場合には、当該技術に係る開発見込み等も踏まえて、将来において採用可能な対応策やその時期を検討すること。

ク 報告書作成

図や表を駆使しながら、分かりやすく簡潔に報告書にまとめる。

ケ その他

(2)に関する業務は、令和4年8月31日までに完了すること。

その他、委託者と協議の上、本調査に必要な業務を行うとともに、各検討段階において検討結果の適切性を照査すること。

(3) CNP形成計画作成支援業務

ア 業務準備

受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案すること。

イ 協議・報告

業務の実施に際し、事前協議、中間報告2回、最終報告の計4回を行うものとする。なお、必要に応じて、適宜、打合せを行うものとする。

ウ 川崎港の特徴

カーボンニュートラルに係る最近の動向や客観的なデータ等を踏まえ、川崎港の現状を分析し、課題を抽出すること。その上で、マニュアルに基づき、CNP形成の観点から川崎港の特徴を検討すること。

エ 温室効果ガス排出量の推計

マニュアルに基づき、委託者から提供する情報をもとに、川崎港における温室効果ガスの推計を行う。

オ 温室効果ガスの削減目標、削減計画の検討

マニュアルに基づき、委託者と協議の上、川崎港における温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、計画に位置付けられる取組によって削減される温室効果ガスの削減量を推計し、削減計画を検討する。

カ 水素等の供給目標及び需要量の推計

マニュアルに基づき、委託者と協議の上、水素等の供給目標及び需要量を推計すること。

キ 港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策の検討

マニュアルに基づき、競争力強化策、産業立地強化策を検討する。また、検討にあたり、川崎港立地企業に対してヒアリング（2

0社程度)を実施する。

ク ロードマップの作成

オ及びカの内容を踏まえ、マニュアルに基づき、委託者と協議の上、ロードマップを作成する。

ケ CNP形成推進協議会における資料作成

川崎港におけるCNP形成推進協議会(年3回程度を想定)の開催にあたり、必要な会議資料を作成する。

コ 報告書作成

図や表を駆使しながら、分かりやすく簡潔に報告書にまとめる。

サ その他

その他、委託者と協議の上、本調査に必要な業務を行うとともに、各検討段階において検討結果の適切性を照査すること。

6 貸与資料

本委託業務で必要となる次の図書類を必要に応じ貸与するが、取扱については十分注意すること。

(1) 導入可能性調査

川崎港振興会館に関する次の資料。

- ア 図面一式(屋上平面図及び屋根耐荷重等を含む)
- イ 30分単位の電力需要量(令和3年度分)
- ウ 現行の電力契約に関する情報(検針票)
- エ その他、維持管理状況を含めた施設に関する留意事項

(2) CNP形成計画作成支援

- ア 川崎港における温室効果ガスの排出量の推計に必要な次の資料
 - (ア) 公共港湾施設における温室効果ガスの排出量

(イ) 川崎港入港船舶の船種、総トン数、総停泊時間

(ウ) 事業活動地球温暖化対策計画書制度に該当する事業所のうち、臨港地区内に立地する事業所における温室効果ガスの排出量

イ 水素等に係る施設整備計画の作成に必要な施設情報（図面等を含む）

ウ 横浜港・川崎港CNP形成推進会議に関する資料

エ 川崎港CNP形成計画に関連する本市計画に関する資料

7 検収

設計図書のとおり委託が実施され、提出された成果物の内容が適切であることの確認をもって、検収とする。

8 成果品

「紙」による報告書は、A4 製本（黒表紙金箔押し文字）を2部提出すること。なお、紙ベースの報告書はドッジファイルのような分解しやすいものとする。

9 その他

(1) 電子納品

ア 本委託は電子納品対象とする。電子納品とは、「最終成果物を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領（最新版）」（以下、「要領」という。）に基づいて作成したデータを指す。

イ 成果品は、「要領」に基づいて作成して電子成果品を電子媒体で2部提出すること。「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議の上、決定するものとする。なお、確認用書類については「要領」の「5. 納品媒体の確認方法」に従い提出すること。

ウ 契約後速やかに、「要領」に定める事前協議を実施すること。協議に当っては、事前協議チェックシートの受注者記入部分を記入の上、提出すること。

エ 成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルス感染していないことを確認すること。

オ 本項における「電子納品」は、『川崎市電子納品要領』に基づく成果品であり、「8. 成果品」における完成図書とは別の扱いである。

- (2) 本委託の前払金の適用有無は無しとする。
- (3) 本委託の契約不適合責任期間については2年とする。
- (4) 提出書類等の成果品のうち、著作権法に定める著作物に該当するものがある場合には、すべて本市に無償譲渡するものとする。
- (5) 本契約に附属する調査結果は、本市の許可無く他に利用してはならない。
- (6) その他、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議により定めるものとする。

以 上